

公共工事に必要な経営事項 審査の改正点

回答 ADVICE



行政書士
赤木事務所 所長
赤木大輔 さん

Q 公共工事の受注を希望する建設業者が受ける経営事項審査に改正があったと聞きましたが、具体的に何が変更されたのでしょうか？

建設産業政策会議で取りまとめられた報告書『建設産業政策2017+10』に示された方向性を受けて経営事項審査(以下「経審」という。)の事務取扱いの一部が改正され、平成30年4月1日以降の経審から適用されています。

『建設産業政策2017+10』はサブタイトルに「若い人たちに明日の建設産業を語ろう」と記され、10年後を担う若い人たちに夢や希望を与えることができる建設産業であり続けるとの思いが込められています。将来を見据え、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築するための一環として今回の制度改正がなされています。

改正点について評点の計算方法などは複雑な部分もありますが、簡単に整理すると以下ようになります。

社会性評点(W点)のボトム の撤廃

従前のW点は、制度上、合計値がマイナスとなった場合は0点として扱われました(マイナス点数として扱われない)が、これを0とみなさず(ボトムを撤廃し)、マイナス値であつてもそのまま計算されることとなり、最終的な総合評定値(P

点)に大きく影響します。

この減点措置の厳格化は、社会保険未加入企業の加入促進を図るとともに、法律違反などの不正が行われない環境を整備することを目的としています。

防災活動への貢献の状況の 加点幅の拡大

W点の評価項目のうちの防災活動への貢献の状況(W3)による評価点数で、防災協定を締結している場合に従来15点の加点から、20点の加点へと拡大しました。

建設業者の「地域の守り手」としての役割の評価を拡大し、協定を締結した企業を将来にわたって後押しすることを目的としています。

建設機械の保有状況の加点 方法の見直し

W点の評価項目のうちの建設機械の保有状況(W7)による評価点数で、建設機械を保有する場合に従来1台につき加点1(最大15点)であったところ、1台目を加点5として加点テーブルを見直しました(最大15点は変更なし)。

地域防災への備えの観点から、災害時に使用される代表的な建設機械について、所有台数に応じて社会

性において加点評価してきましたが、少ない台数でも建設機械を保有する企業を高く評価することにより、前述同様、建設業者の「地域の守り手」としての役割を評価し、保有企業を将来にわたって後押しすることを目的としています。

今年度は静岡県をはじめ多くの市町ほかで入札参加資格の定期申請の受付が予定されています。経審は公共工事を受注する建設業者が必ず受けなければならない審査となりますので、今回の改正に限らず制度を理解した上で経審を受審するようにしてください。詳細については国土交通省あるいは県のホームページ等でご確認ください。

POINT

- 公共工事の入札参加に必要な経営事項審査が改正
- 社会保険加入、防災協定締結、建設機械保有を高評価